

事 務 連 絡
令和3年6月10日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

職場における積極的な検査等の実施について

まず、本件につきまして、令和3年5月28日に改訂された基本的対処方針を受け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より6月1日及び6月7日に関連の事務連絡が到着していたにも関わらず、各局への展開を失念し、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

その上で、大変恐縮ですが、各局等におかれましては以下のとおり、職場における積極的な検査等の実施について、所管事業者、団体及び独立行政法人への周知・働きかけ等の対応をお願いいたします。

第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」とされました。

これを受けて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1のとおり積極的な検査等の実施について所管事業者、団体及び独立行政法人に対し周知・働きかけを行うよう依頼があり、別添2のとおり当該周知・働きかけを行った団体等を報告するよう、依頼がありました。

つきましては、各局等におかれては、別添1に従い、所管事業者、関係団体及び独立行政法人に対し、周知・呼びかけを行っていただくとともに、別添2に従い、当該周知・働きかけの状況につきまして、ご報告いただけますようお願いいたします。

また、別添2において、従業員同士の濃厚接触が生じやすく、クラスターの発生が懸念される職場に関しては、重点的な働きかけを行うよう依頼があり、当省の関係では、重点的な働きかけの対象として「建設業」が挙げられているところ、当該業種を所管する局を含め、各局等におかれましては、別添2の資料を参考に、必要な事業者、団体へ重点的な働きかけを行う等の対応をお願いいたします。

なお、別添2資料1「職場におけるクラスター事例」については、周知の添付資料とはせず、省内限りとしていただきますようお願いいたします。

(別添1) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「職場における積極的な検査等の実施について」

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「令和3年6月1日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」に関する依頼について

(別添2資料1) 「職場におけるクラスター発生事例」(省内限り)

(別添2資料2) 「ニュース検索による業態別の集団発生の状況」